

被保険者・被扶養者向けの ウェブサービスの提供を

11月より
開始します

現在、健康保険のしくみや各種届出方法・用紙、健診の利用案内、機関誌バックナンバー等、制度の解説やご案内情報を当健保組合のホームページに掲載、ご提供していますが、平成28年11月に、ホームページとは別に、被保険者・被扶養者向けウェブサービス(PC、スマートフォン対応)の提供を開始します。

同サービス利用にはメールアドレス登録等の手続きが必要となります。以下の理由から被保険者のみなさんに早期のウェブ登録をお願いするものです。是非ご協力をお願いします。

- ①はがき仕様でご提供していた「医療費のお知らせ」「保険給付金支給決定通知書」(以下、医療費通知等)をウェブ上で閲覧できます。これにより医療費通知等作成コスト削減、配付にかかる人的労力等削減、配付時・配付後の紛失等の可能性の排除ができます(登録した月の翌月の医療費通知等のはがき作成がなくなり、ウェブで照会^{※1}が可能(過去24ヵ月分のもので照会できます))。
- ②医療費適正化の一環としてジェネリック医薬品(薬代/薬代差額)の通知による同医薬品利用促進等により、将来的には医療費削減も見込めます(登録した月の翌月の医療費通知等とともに確認できます)。
- ③健保組合が管理する健診結果について情報照会(特定健診^{※2}、健保組合からの費用補助がある人間ドック)ができます。

④ウェブで今後、健康関連の情報提供等を実施し、ホームページと一体で健康増進サービスの基盤にしていく計画としています。

なお、ウェブへの登録までは、従来どおり、「医療費通知兼支給決定通知」をはがき仕様で作成し、事業所を通じて配付します。

※1 診療情報は取りまとめ機関(社会保険診療報酬支払基金等)を経由し健保組合に届きますので、ウェブで照会できる直近の情報は、約3ヵ月前の医療費明細になります。また、基金等の審査で健保組合への到着が遅れることがあります(これは、現在のはがきでお知らせしているものと同じ基準です。ウェブに登録しても、当月や直近1~2ヵ月分の診療情報が照会できるわけではありません。)

※2 40歳~



ウェブ上で

継続

- ・医療費通知：健保組合が医療機関から請求を受けた月
- ・支給決定通知：健保組合からの保険給付を行う月

新規実施

- ・ジェネリック利用差額(試算)通知
- ・健診結果照会：特定健診受診後、健保組合補助ドック受診後

＜ウェブサービス利用開始手続きについて＞

ウェブサービスを安全にご利用いただくためには、下記OS・ブラウザを推奨いたします。

PC

[OS] Windows Vista、Windows 7、Windows 8、Windows 10、Mac OS X 10.4以降

[ブラウザ] Internet Explorer 11.x (Windows Vistaのみ9.x)、Firefox 最新版、Safari最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版

スマートフォン・タブレット

[OS] iOS8以降、Android4.1以降

[ブラウザ] 各OSで標準搭載されているブラウザ、Google Chrome

なお、「医療費のお知らせ」を印刷する場合、PDFで画面表示されますので、PDF閲覧ソフトが必要です。

一般被保険者

ウェブサービス利用開始に必要なID・仮パスワード(PW)を事業所経由で封書にて10月末にお手元にお届

けします(封書『Webサービスのご案内』を必ず開封のうえ、ご覧ください)。当該通知に同封しました利用開始手続きに従って、メールアドレスを登録し、ご通知したID・仮PWでログインすることにより、「医療費のお知らせ」「保険給付金支給決定通知書」がウェブ上で閲覧できるようになります。

メールアドレスの登録とログインを済ませることにより、はがきで作成していた通知が発行されなくなり、ウェブ上で閲覧できるしくみとしております。これら手続きを行わない方に対しては、今までどおりはがきのご案内が作成されることとなります。上述した①~④の理由から1人でも多くの方に早期の登録をお願いいたします。是非ご協力をお願いします。

任意継続被保険者

本冊子に同封の「健康保険組合 Web サービスへの登録について」記載のID・仮パスワードを使用し、利用開始手続きに従って、ウェブへの登録をお願いします。

みなさんのマイナンバーを 当健保組合でも収集・取り扱います

平成28年1月より、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きにおいて、順次個人番号(マイナンバー)の記載が必要になっています。

当健保組合も健康保険法によりマイナンバーを取り扱うことになり、平成29年1月よりみなさんが当健保組合への各種届出等の際にマイナンバーの記載が必要な場合があります。それに先立ち、みなさんのマイナンバーの収集を開始しております。



■マイナンバーの収集方法

平成28年末までに、事業所を通じて被保険者・被扶養者のマイナンバーを収集します。

任意継続被保険者および被扶養者となっている方については、当健保組合から収集に関し、別途ご案内

いたします。
平成29年1月以降に新規に健保組合に加入される方は、被保険者資格取得時にご家族(被扶養者)分も含め、マイナンバーを事業所経由で提出いただきます。

■スケジュール

平成28年末まで

事業所を通じて被保険者・被扶養者のマイナンバーを収集。任意継続被保険者および被扶養者となっている方については、当健保組合が直接収集を開始しています。



平成29年1月

各種届出・申請をする書類にマイナンバーの記載欄が設けられる予定です。具体的な書類、記入方法については利用開始までにご案内いたします。



平成29年7月

自治体・健保組合等の情報連携スタート(住民登録情報、収入などの確認が可能となり、被保険者からの扶養家族の新規申請時に添付していただく住民票・収入証明の提出が不要となる予定です。)

マイナンバーの 適切な取り扱いに関する 諸規程の整備を進めました

マイナンバーは重要な個人情報に結びつくため、通常の個人情報以上に厳重な管理が求められています。そのため、当健保組合では諸規程の整備を行いました。運用・管理にあたっては万全を期してまいります。

●諸規程等の概要

名称	内容	種別
情報セキュリティ基本方針	健保組合大方針。すべての関連規程の基礎となるもの	新設
個人情報保護管理規程	大方針に基づき、全体的なルールを構築したもの	変更
システム等運用管理規程	個人情報保護管理規程に基づくシステム上における運用ルールを定めたもの	新設
文書保存規程	文書保存期間・廃棄について定めたもの	変更
機密文書管理規程	個人情報等が記載された「機密文書」を特定し、管理運用のルールを定めたもの	新設
プライバシーポリシー	個人情報保護に関する考え方・方針について、組合員に対し宣言するもの	変更
利用目的の公表	健保組合が持っている個人情報の内容・利用目的について公表するもの	変更